

雄勝地区統合小・中学校建設基本構想策定方針

1 基本構想の目的

- ・ 東日本大震災により被災した学校施設は、「石巻市立学校施設災害復旧整備計画(平成24年3月策定)」(以下「復旧整備計画」という。)に基づき復旧整備を行っている。
- ・ 雄勝地区では、被災した雄勝小学校及び船越小学校を統合し、同じく被災した雄勝中学校と併せて小中併設校として建設し、当該校の開校時に大須小学校と大須中学校をそれぞれ統合することとしている。
- ・ また、建設する学校は子どもたちの教育の場であることに加え、地域住民にとって一番身近な公共施設であることから、施設の整備にあたっては、復興計画(まちづくり計画)及び地域防災等にも配慮する必要がある。
- ・ これらのことから、当該地区の教育環境の正常化を図り、地域との協働も考慮した学校施設の整備を行うため、雄勝地区統合小中学校の基本構想を策定するもの。

【復旧整備計画】

雄勝地区

- 雄勝小学校と雄勝中学校の本校舎の建設は、雄勝地区の住環境の整備に合わせて大浜地区に小・中併設校として建設する。
- なお、大須小学校と大須中学校は、併設校開校時にそれぞれ統合する。

2 学校づくりのコンセプト

- (1) 小中連携教育のモデルとなる学校
- (2) 地域の歴史や文化を大切にし、学校と地域が協力し共に歩んでいく学校
- (3) 自然環境と共生し、環境教育を行う学校
- (4) 災害から自分たちの命を守る防災教育を行う学校

3 整備方針

- (1) 学校規模に応じた一体感の感じられる施設
- (2) シンプルで高機能・多機能な施設
- (3) バリアフリーな施設
- (4) 維持管理が行いやすい施設
- (5) 地域のシンボルとなる施設
- (6) 敷地の形状になじんだ施設配置
- (7) 近接する施設(診療所、保育所、高齢者福祉施設等)を意識した施設配置

4 計画方針

- (1) 高機能で柔軟な教育空間と学びやすい教育環境を実現する施設機能
 - ① 多様化する教育内容に適切に対応できる施設
 - ・ 教科教育・総合学習の充実が図られる施設
 - ・ 一人ひとりへのきめ細やかな教育が進められる施設
 - ・ 地域の特色を活かした教育が進められる施設
 - ② 異学年交流を想定した施設
 - ・ 義務教育9年間を見通した教育を行える施設
- (2) 地域の協働による取り組みを想定した施設機能
 - ① 地域住民への施設開放を想定する施設

- ・生涯学習、生涯スポーツの場を想定した施設
- ・地域の中での児童生徒の居場所となる施設
- ② 地域ぐるみで子どもを育む施設
 - ・地域との交流を深める施設
 - ・地域の歴史と文化を継承する施設
- ③ 地域の一体感を醸成する施設
 - ・地域住民の心のよりどころとなる施設
- (3) 豊かな生活の場としての施設機能
 - ① 様々な交流を生み出す施設
 - ② 学校での生活行為を豊かに行える施設
- (4) 児童・生徒の安全を確保するための施設機能
 - ① 校地等における車両等の通行に対し安全が確保できる施設
 - ② 不審者への対応等、日常の学校生活における安全・安心が確保できる施設
- (5) 小学校・中学校の教職員の協働を支える施設機能
 - ① 教職員の交流や情報交換を行える施設
- (6) 防災に配慮した施設機能
 - ① 構造および非構造部材の耐震性を確保した施設
 - ② 避難所としての防災機能を備えた施設
 - ③ 災害から子どもたちの命を守ることができる安全・安心な施設
- (7) 環境に配慮した施設機能
 - ① 太陽光発電等の自然エネルギーを活用した施設
 - ② 県産材の木材等を使用した施設
- (8) 周辺環境と調和した施設
 - ① この場所ならではの環境を生かした施設
 - ② 学校の存在を表し、新たな地域づくりのシンボルとなる施設

5 復興計画(まちづくり計画)との整合性

各地区において計画されている復興計画(まちづくり計画)との整合性に配慮しつつ、手法や時期などの調整を図りながら整備を行う。

6 施設の規模等

被災した3校の災害復旧事業として整備することができる規模を上限として、前述する方針等を実現するため、必要な施設を合理的な規模で整備する。

また、本事業における事業用地については、敷地高低差、民地境界の状況等を総合的に勘案しその範囲を設定する。

(1) 計画学級数

小学校：学級数 7 (普通学級：6、特別支援学級：1)

中学校：学級数 4 (普通学級：3、特別支援学級：1)

(2) 施設規模(上限)

校舎 5, 900㎡ (小学校：3, 250㎡、中学校：2, 650㎡)

体育館 2, 100㎡ (小学校：930㎡、中学校：1, 170㎡)

敷地面積 22, 000㎡

7 スケジュール

(1) 基本構想策定スケジュール

平成25年 6月 委員委嘱

6～10月 検討委員会による基本構想の検討（6回程度）

11月 教育委員会報告

(2) 事業スケジュール

平成25年度	基本構想（基本計画）策定
平成25～26年度	測量及び調査、用地造成設計、建築設計
平成26～27年度	用地造成工事
平成27～28年度	建築工事
平成29年度	供用開始

(3) その他

事業スケジュールによらず、設計及び造成・建築工事における創意工夫により、早期竣工の可否について検討を行うものとする。